

青森市いじめ防止対策審議会の概要

青森市いじめ防止対策審議会の概要

1 審議会の概要

(1) 設置に係る法的根拠

いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、青森市いじめ防止対策審議会条例により設置

(2) 審議会の役割

- 市内小・中学校における、いじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告

(3) 審議会の組織・委員等

①審議会委員：5人以内

- 教育に関し学識経験を有する者
- 弁護士
- 精神保健等に関し学識経験を有する医師
- 精神保健福祉士又は心理学に関し専門的知識等を有すると認められる者
- 社会福祉士又は児童福祉に関し学識経験を有する者

②臨時委員

- 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき委嘱

③任期：2年

2 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、審議会に事実関係を明確にするための調査部会を設置し、調査を実施する。